

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(16)の2 (略)</p> <p>(17) 役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(18)～(27) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(16)の2 (略)</p> <p>(17) 役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(18)～(27) (略)</p>